一般社団法人　全国介護事業者連盟　障害福祉事業部会　沖縄県支部

賛助会員規約

＜第1章　　総則＞

第1条（目的）
本規約は、一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会　沖縄県支部（以下、障害福祉　沖縄県支部という。）の活動目的に賛同する賛助会員に対する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員規約の範囲）
本規約は、障害福祉　沖縄県支部に賛助会員として入会したものが、障害福祉　沖縄県支部会員として行う一切の行為に適用する。

第3条（賛助会員）
賛助会員とは、障害福祉　沖縄県支部の目的に賛同し、障害福祉　沖縄県支部の事業を賛助または後援する法人・個人であり、障害福祉　沖縄県支部の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、障害福祉　沖縄県支部の会員制度への入会を申込み、障害福祉　沖縄県支部が承認したものをいう。

＜第2章 入会申込みと承認＞

第4条（申込み）
入会を希望するものは、入会申込書に必要事項の記入を行い、入会を申し込むものとする。

第5条（承認の手続き）
1. 第4条の申込者に対して、障害福祉　沖縄県支部は申込みにかかる審査を行い、書面による通知をもって承認・不承認の意思表示とする。
2. 第1項の承認をした日を入会日とする。

第6条（入会申込みの不承認）
以下の行為が認められた場合、入会申込みを承認しないことがある。
（1）入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
（2）入会申込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
（3）過去に障害福祉　沖縄県支部から会員資格を取り消されたことがある場合
（4）その他、障害福祉　沖縄県支部が会員契約を結ぶことを不適当と判断した場合

第7条（年会費の納入）
1. 会費は、年会費制 30,000 円（消費税別）を障害福祉　沖縄県支部の請求書による一括払いとする。
2. 第1項の年会費の支払いは、月末締めにて翌月末払いとする。

第8条（会費等の返還）
会員が既に納入した会費等についてはその理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第9条（会員資格の有効期間）
1. 本規約に基づく会員期間は、第5条第2項に定める入会した月より1年間とする。
2. 期間満了日までに、障害福祉　沖縄県支部から会員に対し書面による会員継続の意思確認を行い、継続の意思表示がなされ第 7 条第 1 項に定める年会費を納めた場合には、更に契約期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第10条（変更の届け出）
1. 会員は、その名称、住所、連絡先等、障害福祉　沖縄県支部への届出事項に変更が生じた場合に

は、速やかに所定の変更届出を行うものとする。

2. 会員が第1項の変更届出をしなかったことにより発生したいかなる不利益も、障害福祉　沖縄県支部はそれに付随する責任は一切負わないものとする。

第11条（退会）

会員は、第9条の会員資格の存続期間中であっても、障害福祉　沖縄県支部所定の手続きにより退会することができる。ただし、すでに収めた年会費は返還されないものとする。

第12条（サービスの停止）

会員が会費等の支払いを遅延した場合、障害福祉　沖縄県支部は会員に事前に通知することなく、第14条に規定するサービスの全部または一部を停止することができるものとする。

第13条（会員資格の取り消し）

障害福祉　沖縄県支部は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると認めた場合、会員の承諾を得ることなく会員たる資格を取り消すことができるものとする。

（1）障害福祉　沖縄県支部の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があったと沖縄県
支部が認めた場合
（2）会費の支払いを支払日より3ヵ月以上遅滞した場合
（3）法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
（4）宗教的な目的で利用していると認められる場合
（5）虚偽の情報の掲載や第三者の権利を侵害すると認められる場合
（6）本規約またはその他沖縄県支部が定める規約に違反した場合
（7）その他、障害福祉　沖縄県支部が会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

＜第3章　サービスの利用＞

第14条（サービス）

1. 賛助会員は、障害福祉　沖縄県支部及び一般社団法人全国介護事業者連盟が提供する以下のサービスを優先的に利用することができるものとする。

（1）障害福祉　沖縄県支部が主催又は共催、後援する講演会、セミナー、勉強会等への参加
（2）障害福祉　沖縄県支部が主催する講演会、セミナー、勉強会等でのPR機会の提供
（3）障害福祉　沖縄県支部及び一般社団法人全国介護事業者連盟が発行する刊行物の配布および広告掲載
（4）一般社団法人全国介護事業者連盟が配信するメールマガジンの購読および広告掲載
（5）障害福祉　沖縄県支部のホームページサイトへのバナー広告掲載および商品紹介ページへの掲載
（6）その他、障害福祉　沖縄県支部と協議の上、沖縄県支部が承認した活動で、会員に有益となる活動

2. 会員が障害福祉　沖縄県支部及び一般社団法人全国介護事業者連盟の名義等を無断で使用することは、一切許可しないものとする

第15条（サービスの一時的な中断）

障害福祉　沖縄県支部は、以下に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合がある。この場合、障害福祉　沖縄県支部は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力するものとするが、中断期間に相当する会費の返還は行わないものとする。

（1）火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
（2）地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
（3）戦争、暴動、争乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
（4）その他、運用上、技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

＜第4章　　著作権＞

第16条（著作権）
第14条のサービスによって提供される情報に関する著作権等の知的財産権は、全て障害福祉　沖縄県支部に帰属する。

第17条（情報の二次利用）
会員は、第14条のサービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法等法令に違反して使用することを禁止する。

＜第5章　　規約の追加・変更＞

第18条（規約の追加・変更）
1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、順次、障害福祉　沖縄県支部が定めるものとする。
2. 障害福祉　沖縄県支部は、サービスの内容および料金等を含め本規約の全部または一部を変更することができる。尚、障害福祉　障害福祉　沖縄県支部により変更された本規約は、会員に対する文書・電子メール等通知が発出された時点で効力を発するものとする。

＜第6章 免責および損害賠償＞

第19条（免責および損害賠償）
1. 会員は、障害福祉　沖縄県支部の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を 被った場合であっても、障害福祉　沖縄県支部は一切の責任を負わないものとする。
2. 万一、障害福祉　沖縄県支部が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因如何に関わらず、障害福祉　沖縄県支部は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
3. 会員が退会・資格の取り消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

附則 本規約は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。